

京都府指定確認検査機関の処分の基準

平成23年10月3日制定

1 趣旨

本基準は、知事が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30又は第77条の35第2項の規定による処分（以下「処分」という。）を行う場合の統一的な基準を定めることにより、知事が指定する指定確認検査機関（以下「機関」という。）の行う確認検査（法第77条の18第1項の規定による確認検査をいう。以下同じ。）の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、法第77条の35第2項の規定により行う機関の指定の取消しをいう。
- (2) 「業務停止命令」とは、法第77条の35第2項の規定により行う機関に対する確認検査の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。
- (3) 「監督命令」とは、法第77条の30の規定により行う機関に対する確認検査の業務に関する監督上必要な命令をいう。

3 処分の基本方針

機関に対する処分は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、機関が行う確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、本基準に従い、不正行為等の内容及び程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うこととする。

4 機関の処分の基準

(1) 一般的基準

- イ 処分の内容の決定は、(2) から (4) までに定めるほか、別表に従い行う。
- ロ 処分は、地域又は業務を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由（別表に定める処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為が限定された地域において当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合又は当該行為が他と区別された特定の指定の区分（法第77条の18第2項に規定する指定の区分をいう。）に係る確認検査の業務において発生したことが明らかな場合には、必要に応じて地域を限定し、又は指定の区分に応じて処分を行うこととする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

- イ 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、最も重い処分事由に基づき処分を行うものとする。
- ロ 二以上の処分すべき行為について併せて処分を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする。
 - ① 処分事由に該当する行為のいずれかの処分ランク（別表に定める処分事由をいう。以下同じ。）がAに該当する場合は、取消しを行う。
 - ② 処分すべき行為のいずれも処分ランクがAに該当しない場合は、それぞれの処分すべき行為に係る業務停止を命じるべき期間（別表に定める標準的な処分内容の期間をいう。以下「業務停止期間」という。）をすべて合算した期間の業務停止を命じる。この場合において、当該合算した期間が1年を超える場合は、取消しを行う。

(3) 過去に処分を受けている場合の取扱い

処分前の直近1年間に3月以上の業務停止命令を受けている機関が当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合は、(1)及び(2)にかかわらず、取消しを行うものとする。

また、処分前の直近3年間に業務停止命令を受けている機関に対し再び業務停止命令を行う場合においては、その期間は、(1)及び(2)に従い決定された業務停止の期間に、処分前の直近3年間に業務停止命令を受けた回数に1を加えた数を乗じて得た期間とする。この場合において、当該期間が1年を超える場合は、取消しを行うものとする。

(4) 情状等による処分の加重又は軽減

処分事由に該当する行為等が、次の①から⑥に掲げる場合(確認検査の業務に係るものに限る。)のいずれかに該当するとき又は同行為を行った指定機関が⑦⑧に掲げる場合のいずれかに該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。

なお、加重後の業務停止命令の期間が1年を超える場合は、取消しを行うものとし、軽減により取消しに代えて業務停止命令を行う場合は、その期間は、6月以上1年以下の間で定めるものとする。

イ 処分を加重する場合

- ① 法第77条の32第2項の規定による特定行政庁の指示に従わずに行われた場合
- ② 重大な悪意又は害意に基づく行為である場合
- ③ 暴力的行為又は詐欺的行為である場合
- ④ 長期にわたって法令違反の状態である場合
- ⑤ 常習的に行われている場合
- ⑥ その他情状等を加味する必要がある場合
- ⑦ 罰金の刑に処せられた場合
- ⑧ 悔悛の情が見られない場合

※ 処分事由に該当する行為又は同行為を行った指定機関が①から③までに該当する場合、④から⑧までの2以上に該当する場合又は④から⑧までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合は業務停止期間を3倍に、処分事由に該当する行為又は同行為を行った指定機関が④から⑧までのいずれかに該当する場合又は故意によるものである場合(②に該当する場合を除く。)は業務停止期間を2倍に加重することを基本とし、当該行為が故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合は取消しを行うことを基本とする。

ロ 処分を軽減する場合

- ① 軽微な違反行為であり、具体的法益侵害又はその発生の可能性がない場合
- ② 未遂で終わった場合
- ③ 災害や指定確認検査機関の責めに帰すことのできない事故の発生等やむを得ない事情による場合
- ④ 知事に自主的に申し出された場合
- ⑤ 建築主による速やかな違反是正を図るため積極的に損失補填等を行う行為であった場合
- ⑥ その他情状等を加味する必要がある場合

※ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、①から⑥までのいずれかに該当する場合は業務停止期間を3分の2に、①から⑥までの2以上に該当する場合は業務停止期間を3分の1に軽減することを基本とする。

※ 軽減後の業務停止の期間が1月未満となるときは、違反行為の内容、程度等を勘案して業務停止命令を監督命令に代えることができる。

(5) 処分の対象となる行為が別表77の35②五その他の項中、①又は③に該当する場合の取扱い

イ 確認検査が適確に行われなかったことにより建築基準適合判定資格者（法第77条の5第1項の登録を受けている者をいう。以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分を受けた場合は、次に定める事項を加味して決定することとする。

- ① 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数
- ② 処分事由に該当する行為が行われていた指定の区分の数
- ③ 登録の消除等の処分を受けた判定資格者の数
- ④ 立入検査、報告等において明らかとなった事項
- ⑤ その他処分の内容を決定するに当たり考慮すべき事項

ロ 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合には、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。

5 処分に伴う措置

(1) 指定書の返納

知事が取消し又は業務停止命令を行った場合は、機関に対して速やかに指定書（機関の指定の際に交付される書類をいう。）を返納させることとする。

(2) 業務の引継ぎ

知事が取消しを行った場合は、法第77条の29第1項に規定する帳簿を、知事が引き継ぐとともに、同条第2項に規定する書類を当該書類に係る建築物について法第6条第1項の規定による確認を行う権限を有する建築主事の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。

(3) 処分の報告

知事が取消し又は業務停止命令を行った場合は、処分を受けた機関の名称、住所、指定番号、処分者、処分日、処分の内容、処分事由等（以下「処分の概要」という。）を国土交通省近畿地方整備局及び当該機関の業務区域を管轄する特定行政庁に速やかに報告するものとする。

(4) 処分後の指導監督

知事が処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、さらに処分又は告発を行うものとする。

6 処分の保留

処分事由に該当する行為が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、必要な間、処分を保留することができる。

- ① 司法上の捜査、送検、起訴等の対象となった場合
- ② 確認検査を依頼した建築主その他の消費者の保護のため特に必要な行為であったと認め

られる場合

- ③ 係争中の民事訴訟の理由となっており、処分の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

7 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了してから5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に確認検査の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合であって、当該行為の発覚から5年を経過していないときは、この限りではない。

なお、6により処分の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

(別表)

根拠条項	関係条項	処 分 事 由	処分 ランク	標準的な処分内容
77の35②一	6の2⑨	適合しない旨の通知書等の交付業務違反(※1)	D	業務停止命令1月
	6の2⑩	特定行政庁への報告義務違反(※1)	D	業務停止命令1月
	7の2③	完了検査引受証の交付等義務違反(※2)	D	業務停止命令1月
	7の2④	完了検査の期限内履行義務違反(※2)	D	業務停止命令1月
	7の2⑤	検査済証の交付義務違反(※2)	D	業務停止命令1月
	7の2⑥	完了検査結果の報告義務違反(※2)	D	業務停止命令1月
	7の4②	中間検査引受証の交付等義務違反(※3)	D	業務停止命令1月
	7の4③	中間検査合格証の交付義務違反(※3)	D	業務停止命令1月
	7の4⑥	中間検査結果の報告義務違反(※3)	D	業務停止命令1月
	18の3③	確認審査等に関する指針によらない確認審査 (「77の35②五その他③」に係るものを除く。)	D	業務停止命令1月
	77の21②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の22①	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令3月
	77の22②	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の24①	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令3月
	77の24②	確認検査員の建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令3月
	77の24③	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の26	確認検査義務違反	C	業務停止命令3月
	77の28	指定区分等の掲示義務違反	D	業務停止命令1月
	77の29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令1月
	77の29の2	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令1月
77の34①	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令1月	
77の35②二	77の27①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令6月
		②法第93条第1項の消防長等の同意を得ない建築確認	C	業務停止命令3月
		③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令3月
		④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令3月
		⑤その他の確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令3月
77の35②三	77の24④	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任命令違反	A	取消し
	77の27③	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し
	77の30	監督命令違反	A	取消し
77の35②四	77の20一	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20二	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20三	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月
	77の20五	①制限業種を兼任する確認検査員の選任	B	業務停止命令6月
		②代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令6月
		③機関又は機関の代表者及び担当役員が関係する指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の求め等	B	業務停止命令6月
④確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、		B	業務停止命令6月	

		団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査への従事		
		⑤業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令 6 月
	77 の 20 六	機関としての制限業種の実施等	A	取消し
	77 の 20 七	確認検査の業務を行うにつき十分な適合性を有していない	C	業務停止命令 3 月
77 の 35②五	77 の 31①	①確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令 3 月
		②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		③確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	77 の 31②	①確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		②確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	77 の 35②本文	業務停止命令違反	A	取消し
	その他	①法第 6 条の 2 第 11 項の規定に基づく確認済証の失効	A～D	業務停止命令又は取消し
		②法第 6 条の 2、7 条の 2 又は 7 条の 4 の規定に基づく特定行政庁への報告又は通知の内容の誤り	D	業務停止命令 1 月
		③法第 6 条の 2 第 1 項の確認又は法第 7 条の 2 第 1 項若しくは 7 条の 4 第 1 項の検査における著しく不適切な判断	A～D	業務停止命令又は取消し
		④その他確認検査の業務に関する著しく不適切な行為	C	業務停止命令 3 月
77 の 35②六	77 の 19 等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

(注 1) 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77 の 35②-」は「第 77 条の 35 第 2 項第 1 号」の意である。

(注 2) 「処分等事由の内容」欄の「(※1)」、「(※2)」及び「(※3)」は次のとおりである。

(※1) : 法第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。

(※2) : 法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。

(※3) : 法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。